

■平成 28 年 10 月

平成 28 年 10 月 1 日～31 日の間、3 名の米政府関係者、3 名の連邦議会関係者と面会いたしました。また、66 名の連邦議会議員にレターを送付いたしました。主な面会先及び内容は、以下のとおりです。

(1)元国務省幹部の自宅訪問(28 日)

ライク元在沖総領事から招待を受け、ご自宅を訪問させていただきました。元外交官など、他の招待客の方々と交流を持つと同時に、国務省を中心に米政府関係者の動向について情報収集を行うことができました。

(2)国務省幹部との面談(25 日)

在沖米国総領事館において勤務経験のある国務省のオカーナ豪州部長と面談いたしました。

海兵隊のオーストラリアローテーション等について説明がありました。

(3)国務省幹部との面談(21 日)

去る 9 月 16 日に示された福岡高裁那覇支部の判決に対する翁長知事の考え、沖縄県の対応等を説明するため、国務省のヤング日本部長と面談いたしました。

知事は、今後も、県民とともに、辺野古に新基地は造らせないという公約実現に向け、全力で取り組んでいく考えであることを直接説明いたしました。

■平成 28 年 9 月

平成 28 年 9 月 1 日～30 日の間、2 名の米政府関係者、6 名の連邦議会関係者と面会いたしました。主な面会先及び内容は、以下のとおりです。

(1)キャンロン議員会館における下院議員事務所 6 ヶ所を訪問(12 日)

これまで沖縄と関連がなかった議員の事務所を中心に 6 ヶ所を訪問し、日本の沖縄県として昨年、ワシントン DC に事務所を設置したことなどを説明し、沖縄の情報や、知事の考え方等をまとめた資料を提供いたしました。

(2)国務省幹部との面談(8 日)



国務省のヤング日本部長と面談し、翁長知事のメッセージを伝え沖縄の状況を説明しました。

辺野古新基地に反対する県民世論、それを踏まえ建設阻止に向けた知事の固い決意や沖縄の正確な状況をタイムリーかつ繰り返し説明し、理解と協力を求めているところです。

■平成 28 年 8 月

平成 28 年 8 月 1 日～31 日の間、1 名の米政府関係者、1 名の連邦議会関係者と面会いたしました。

(1)元国務省幹部との面談(28 日)

ジョンズ・ホプキンス大学のブルックス教授と面談いたしました。同教授は外交官として駐日米国大使館や国務省において長年、沖縄問題に対応してきた経験があります。

9 月から始まる新学期に向けて、教授やゼミ生の研究に活用していただきたく、沖縄の情報や、知事の考え方等をまとめた資料、地域安全保障に関する県民意識調査(英語版)、跡地利用パンフレット(英語版)を提供し、近況等について意見交換を行いました。

(2)トム・エマー下院議員から県ワシントン事務所へ直筆のレター(9 日)

5 月の知事訪米の際に翁長知事と面談したトム・エマー下院議員から直筆のレターをいただいたため、平安山参事監の返信レターを持参してキャノン議員会館にあるエマー議員事務所を訪問いたしました。当該議員事務所とは引き続き連携を取っていくこととなりました。

[エマー下院議員からのレター](#)

[平安山参事監の返信レター](#)

SIXTH DISTRICT
MINNESOTA



TOM EMMER
CONGRESS OF THE UNITED STATES

July 11, 2016

Dear Hideo,

Great to meet you! If
I can ever be of service to
you, please call.

Tom

拝啓

先回は、ご多忙のところ、貴重なお時間を頂き、意見交換させていただく機会に恵まれましたこと、大変感謝しております。特に、沖縄における現在の状況について、沖縄県知事に代わりまして、直接貴殿にお話しできましたことは、大変有意義でありました。改めて御礼申し上げます。

さて、お目にかかってから、いくつか動きが出てまいりましたので、簡単ではありますが、ここにご報告させていただきます。

(1) 日本政府との和解内容について

日本政府が、沖縄県知事による埋立て承認取り消しに関して、知事を訴えた代執行訴訟など一連の訴訟について、3月4日、日本政府と沖縄県は裁判所が示した和解案を受け入れ、和解が成立いたしました。

和解条項はおおむね、

第1に、日本政府は代執行訴訟などを取り下げ、埋立工事を直ちに中止する。沖縄県も関連する訴訟を取り下げる。

第2に、日本政府と沖縄県は、円満解決に向けた協議を行う。

第3に、仮に沖縄県知事による埋立て承認取り消しに関して再び訴訟となった場合は、判決確定後、日本政府と沖縄県は相互に判決に沿った手続を実施することを確約する。

という内容であります。

今回の和解内容は、代執行訴訟等における沖縄県の主張に沿ったものであったことから、沖縄県は、これを受け入れるべきであると判断しました。

特に、本和解の成立により、辺野古埋立工事が中止されたことは、非常に意義があるものと考えております。

(2) 国地方係争処理委員会での知事の陳述について

日本政府は、和解後、3月16日に知事による埋立承認取り消しを是正するよう指示しました。

沖縄県は、3月23日、国地方係争処理委員会に当該是正の指示に対する審査申出を行い、3月24日に第1回、4月15日に第2回、4月22日に第3回委員会が開催されております。

第3回委員会においては、知事本人が陳述を行い、第一に、公有水面の埋立ての必要性の理由が抽象的であること、第二に、辺野古・大浦湾周辺は、ほ乳類のジュゴンをはじめ多様で貴重な生態系が存在する自然環境であり、沖縄防衛局の環境保全措置が不十分であること、以上の2点を理由に承認を取り消したことを説明しました。

次に、沖縄の米軍基地が戦後、強制接収によって造られてきた、基地の形成過程について、また、沖縄は基地経済で成り立っているという認識などは完全な誤りである

ことを述べました。

そして最後に、知事が行った埋立承認取消処分を政府が取り消すよう是正指示を行っていることについて、公有水面埋立法は、地方の実情をよく知る知事に埋立承認の権限を与えているのであり、当然その判断が尊重されるべきことを述べました。

特に、辺野古・大浦湾周辺の自然環境については、知床や小笠原をはじめとする日本国内の世界自然遺産登録地と比べても生物種は上回っており、絶滅危惧種 262 種を含む 5800 種以上の生物が確認されている生物多様性に富んだ貴重な海域であること、これは日本生態学会をはじめとした 19 もの学会の共同声明でも指摘されていることを説明しました。

その上で知事は、日米両政府が「辺野古が唯一」との固定観念のもと、奇跡の海とも言える辺野古・大浦湾の埋立てを強行するならば、人類共通の財産を地球上から消失させた壮大な愚行として、後生の人々に語り継がれることにならないか危惧している旨、陳述いたしました。

今後は、6月21日までに国地方係争処理委員会の勧告がなされることになっており、その勧告を踏まえ、政府、沖縄県がそれぞれ対応することになります。

(3) 知事の基本的な考え方

翁長知事は、日米安全保障体制の重要性を理解し、支持しております。

しかしながら、沖縄県の人口が増加し、経済が発展していく中で、日本の国土の0.6%しかない沖縄県に米軍専用施設の73.8%が置かれ、在日米軍の兵員50%以上が駐留しているのです。この広大な米軍基地の存在は、沖縄の経済発展の最大の阻害要因となっており、このままの状態を維持することは不可能であると考えています。

このまま日米両政府が「辺野古移設が唯一の解決策」という考え方に固執すると、今後の日米安保体制に大きな禍根を残すのではないかと翁長知事は危惧しております。

最後になりましたが、貴殿とは今後も引き続き意見交換等の場を通して、ご助言などいただけますことを祈念いたすとともに、小職にてお役にたてることがございましたらいつでもご一報をいただければと存じます。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

沖縄県ワシントン DC 事務所長
平安山 英雄